時事新報

仕進者の範圍資格

豫て風説の文官試驗規則は今度勅令第三十七號を以て公布となり同三十八號の勅令にて試驗委員の官制も定まりたる其全文は既に紙上に登載したれば讀者諸君とれと知るべし第三十七號の勅令い文官試驗試補及び見習規則と稱するものにして全則三十九項より成り高等の試驗を受けて登庸せふれたるものを試補、又判任官に試驗に因て及第したるものを見習と稱し試驗を高等普通の二つに分ちて官吏の撰叙を公平にせんとするの擧は我輩の最も賛成を表する所なり尤も一切の官吏登庸には必ず試驗を要するといふは非ず學位令に依り法學博士文學博士に學位を受け又は法科文科の兩大學幷びに舊東京大學法文兩學部の卒業生は高等試驗を要せずして試補に任ずるを得る如きは特別の待遇にて即ち學位令にて博士の稱號を得る法文博士い勿論今れ大學の卒業生あるは必ず高等官丈けの學力を有するあらんとの信用を以て此特典を宛行ひさるものなるべし其他司法官たるの資格を有ち三年以上代言人たるものあれば實務練習と要せずして其儘高等司法本官に任ずるの特典も同一の理由あらん然して此二三れ取除を外にして高等文官の登庸に廣く本則を應用するは明治十八年十二月内閣改變の際伊藤總理大臣の奉勅宣布せられたる「選叙ヲ精クシ以テ才能ヲ待ツ」云々の精神を今日實地に寫したるものなれば其二三取除の部外に於ては高等受驗者の資格を廣くし一般在野の人才を拔擢せると極光て重要あり左れば高等試驗を受くるもの、資格は外國に於て大學校又は之と同等なる學校の卒業證書を有し又三年以上其學科を修業したる旨と證する證書あるか或い文部大臣の認可を經たる學則ゐ依り法政理財を教授せる私立學校幷びに高等中學校東京商業學校の卒業證書を有するもの等にて其區域狹隘にあらざと雖ども一方より考ふれば自家れ才敏また自家の勉學にて別段れ〳〵の學校を卒業せざれ共嶄然頭角を顯はすべき人物もあらんなれば此人々のゝめ別に仕進の道を啓くも亦無用にいあらざるべし尤も試驗は時の出來外れ一つにて高等學校の卒業證書をも有せざる受驗者の上出來は當てに成らずと云ふ者あらば我輩強て答辯を欲せずと雖ども廣漠なる人事社會の修養必ずしも學校教育に限らずとせば人才仕進の點に於ても多少他の處ゐ其餘地の存在せんかと我輩の所望にして政府の意見亦これ之外あらざるを信ずるなり次ぎ試驗委員れ官制ゐ對しても我輩別に説なしと雖ども試驗長官は前記勅令第三十七號の登庸試驗に關する諸學校の試驗規程ゐ付き内閣總理大臣又は所屬長官ゐ意見を述ぶるを得て其權力も隨分熾んなるものと云はざるべからず例へば法政理財と教授する私立の學校ゐして特に文部大臣の認可を得たる學則に依り其學校の卒業生が高等試驗を受くるの資格あるゐもせよ試驗長官ゐ於てろの學校の試驗規程に不都合を見出したらば長官の意見を以て具申改正を促すの事も容易なるべし即ち私立學校にして高等試驗を受け得るの資格を備へんとあらば一に は文部大臣の認可を得たる學令に依り二ゐは又試驗長官より其科程の相當を認定せらるゝの用意なかるべからざるなり又試驗擧行の當日に至り試驗委員の審査公平にまて少しも偏倚あらざるべきは素より云ふまでにあらざれ共各自の學風習癖に由り知らず識らず近きゐ接まて遠きを忘るゝい人情有勝ちの事なるが故に試驗委員れ人々が能く克己して正明の審査、諸人に滿足を與へられんは之も關達ひなかるべきなり

尚ほ文官試驗規則幷びに試驗委員官制の條々細目に關まては我輩私見なきゐあらざれ共其大體一は試驗の範圍を廣くまて仕進者の便利とまそ〳〵便にし二は試驗官の公明能く受驗者を滿足せしむると所望して早く實際の成果を促すものあり然るに開令第十八號に高等試驗の科目を掲ぐて且何試驗は國語及び漢字交りの文を以てし、外國語及び外國文を以て試驗を受けんゐとを願ふものい豫め試驗局長官の許可を乞はざるべからずとの明文あれ共我輩の所見を以てそれば均しく試驗を受けて高等官たるゐとを望む人ならば事れ序に外國語は又高等試驗を受くる人ならば既に外國語の稽古あるべき筈なり官立學校と卒業したるものは素より、又私立の學校にても特に文部大臣の認可と經たるものならば必ず外國語の科程を備へたるに相違あければ高等の試驗に又々これを用ふるは蛇足なりといふか果して此の如く高等の仕官を求むるものが皆外國語に通ずるならば其試驗い誠に無用なれ共官私學校の廣くして且つ多きその受驗者に未ず外國語の不充分あるも多かるべく又充分ありとするも人を採るには撿定の資格制限多樣なるを要するが故に公然外國語の一科を加へて受驗者に方針を示すゐと決して蛇足にはあらざるべし又之ゐ反し右の科目に外國語を挿入せざるは受驗者悉くみれに通ずと云ふを以てしたるに非ずして實際の今日此科目一般行はれ難しといふに在りとするか例へば現職高等官を勤むるの人にして尚ほ高等試驗に外國語と加へられて不幸を蒙むるの場合も二三あるべけれ共是等は殆んど例外なれを論ずべからず特に國交際の繁劇なる今日に處して内地雜居の準備亦近きにありとすゐば洋語を以て仕官者の資格を定むるの手段決して早計にあらざるなり

官報

（前號ノ續キ）

○勅令第十八號

一民法「一」　訴訟法「三」　刑法「四」　治罪法「五」　商法「六」　憲法「七」　行政「八」　財政「九」　理財「十」　國際法○第二條　前條ノ科目中本邦ニ成典アルモノヲ除クノ外ハ受驗人ハ豫メ文官試驗局長官ノ許可ヲ得タル外國ノ書籍ニ依リ試驗ヲ受クルコトハ國語及漢字交リノ文ヲ以テ國文ヲ以テ試驗ヲ受ケンコトヲ長官ノ許可ヲ受クヘシ○第四條　勅令第三十七號文官試驗試補及見習規則第三條ノ資格ヲ具スル者ヲ除クノ外教官技術官其他特別ノ學術技藝ヲ要スル者ノ試驗ヲ爲ストキハ其試驗ノ科目ハ試驗ノ期日及場所ト共ニ三箇月以前ニ文官試驗局長官報ヲ以テ之ヲ公告ス○第五條　高等試驗ハ勅奏任官ニシテ文官試驗局長官ノ許可ヲ得タル者ノ外傍聽ヲ許サス○第六條　筆記試驗ハ受驗人總員ヲ一室又ハ數室内ニ閉鎖シ一室毎ニ試驗委員一名監視シテ之ヲ行フヘシ但受驗人一名ナルトキハ試驗委員二名監視スルヲ要ス○第七條　筆記試驗ノ問題ハ試驗局長官ニ於テ定ムル所ノ方法ニ依リ各受驗人ヲシテ時間内ニ答辯書ヲ差出サシムヘシ之ヲ知悉セシメ豫定ノ時間ノ問題ノ數ハ各科目ニ付試驗委員ノ議定シタル所ニ依ル○第八條　筆記試驗ノ問題ハ法律類集官報其他公然ノ法章ニヘキ必要ノ參考書類ハ法律類集ハ筆記試驗ヲ終リタル後試驗委員長ノ上席ヲ以テ試驗委員總員ノ列席ニ於テ受驗人一名毎ニ試問シ即時答辯ヲ爲サシムヘシ○第九條　試驗室ニ備ヘ置ク口述試驗ハ各受驗人ニ付半時間以上一時間以内トス○第十條　口述試驗ハ受驗人ノ果シテ學理上ノ原則ニ通曉スルヤ現行ノ法律命令ヲ解得スルヤ又法律命令ヲ實務ニ應用シ及之ヲ口述スルニ確實敏捷ナルヤ否ヲ試驗スルヲ以テ目的トスヘシ○第十三條　高等試驗ヲ經タル各科目ノ點數及其全體ノ効果ニ國シ合格者ヲ定ムルハ試驗委員ノ議定シタル平均點數ニ依ル○第十四條　當選者ハ各合格者ニ就キ試驗委員長ノ具狀スル所ニ依リ各官廳ノ需要ニ應シ人員ヲ限リ内閣ニ於テ之ヲ定ム○第十五條　前條ノ合格者中ヨリ當選者ヲ査定スルハ其試驗ヲ行ヒタル日ヨリ四週間以内ニ之ヲ結了シ官報ヲ以テ其姓名ヲ公告スヘシ○第十六條　試驗委員長ハ試驗委員ノ職務ニ屬スル諸決ノ數ニ入ラス若シ其議決ニ關シ試驗委員ノ就可否相半スルトキハ試驗委員長ノ定ムル所ニ依ル○第十七條　受驗人ハ其試驗ヲ受ケルノ際試驗手續ニ關スル規則及試驗委員ノ命令ヲ遵守スヘシ犯ス者ハ監視ノ試驗委員ニ於テ退室ヲ命シタルノ後之ヲ試驗委員長ニ報告シ其試驗ヲ拒ムコトヲ得○第十八條　高等試驗ノ手續ニ關スル細目ハ文官試驗局長官ノ定ムル所ニ依ル○第十九條　普通試驗ニ關スル細則ハ文官試驗局長官ノ認可ヲ經タ各官廳ノ普通試驗委員ノ定ムル所ニ依ル

（完）

○大藏省告示第百六號

本年（七月）大藏省告示第百號ニ據リ七分利付金祿公債元金償還ノ爲メ本月二十日當省主務ノ官員東京府廳ヘ出張シ全國證書所有者ノ總代人十四名立會抽籤執行ノ上別冊金額及記號番號ノ證書當籤ト定ム（別冊略ス）

但當籤證書ノ内本年當省告示第二十九號ニ據リ整理公債證書ニ交換シタルモノアルトキハ當籤ヲ無効トナスモノトス

明治二十年七月二十六日　大藏大臣伯爵松方正義

○大藏省告示第百七號

本月抽籤ヲ以テ償還シタル七分利付金祿公債元金ニ對スル現金ノ代リトシテ整理公債證書ノ交付ヲ望ムモノハ其申込書ニ當籤證書ヲ添ヘ各目元利金ノ交付ヲ受クヘキ日本銀行本支店又ハ代理店ヘ請求スヘシ

整理公債證書ノ利子ハ二十年八月分ヨリ之ヲ付スルモノトス

但來ル八月三十一日ヲ過キ前項ノ請求ヲナスモノハ其請求ノ翌月ヨリ利子ヲ付スルモノトス

明治二十年七月二十六日　大藏大臣伯爵松方正義

○遞信省告示第百三十五號

來ル八月一日ヨリ越後國中頸城郡高田郵便局電信局ヲ合併シ高田郵便電信局ト稱シ同日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム

明治二十年七月二十六日　遞信大臣子爵榎本武揚

○東京府令第四十一號

明治廿年度區部共有金收入支出追加豫算常置委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通リ定ム

明治二十年七月廿六日　東京府知事男爵高崎五六

明治二十年度區部共有金收入追加豫算

一金二萬五千六十八圓七錢二厘　十九年度ヨリ繰越高

明治二十年度區部共有金支出追加豫算

一金百四十六圓十三錢五厘　桝橋架換費

（以上本年七月廿五廿六日官報）

雜報

○本年上半期大坂商況の概畧（前號の續）　小麥　當期二月頃は需用口兎角乏しかりしが爲め地方荷主よりの輸送殆んど途絶ゐたるより品不足となりて爲めに價格を增し商況に活氣を與へたり昨年に比すれば凡そ一割三分一厘の增加あり○大麥　同品の作柄は頗る上等なりしも古麥れ品少なゐが爲め價格は上景氣にて商況先づ宜し兎方なるべし○藍玉染藍　同品はそれと昨年の上半期に比すれば產地凶作ありしゑ故に市場品不足にまて不景氣の聲他一般の商品に鳴り渡りしにも拘らず商況中々宜しかりし併ま現品の餘りに少なきが爲めゐ其價格餘りに騰貴したるの影響にて需用者は買ひ控へとなりて取引の數は商況の活潑ありしに伴はず昨年上半期と左までの相違ゐし即ち當期藍玉買賣の高は九千五百本にして染藍一萬千五百餘なりとす○木綿織物　當期同商品の市場にて仕向先第一と占めたる東京及び諸國よりの半廉絲毛綿い書答より引續き本年一月に持越し陳續注文口ありしを以て和木綿は次第に丸唐、毛綿に壓倒されて市場寥々僅ゐみ其一隅を占むるに過ぎざるまでに品不足とありし坂柄俄かゐ同品の販路回復しゐるゑ爲め價格上騰して倒れまに丸唐毛綿を壓倒するゐ

ゝとはあり

購求者は一豐饒にして

ま方非常に

當上半期の

年半期

同品ゑ本年

らず盛んに

ものにて當

なり

○京都織

總て京都織

載せまが去

織殿は茲ゑ

府立織殿の

の遠く我れ

ま て西洋織

立し先づ佛

が明治十四

しも何廉の

府廳に買屋

十八年東京

で ゑ赴き殘

と得たり斯

に同殿の官

今後益昌盛

中源太郎源

物會社と改

に爲りゐる

十五、職工

○マニラ産

土人の男子

ち偶には洋

の服裝い上

婦人の用ゐ

たる紬來ま

て地に至る

民共にカル

僧侶は其數

婦女子大部

マニラ産

ヒ土地のゐ

ことにて

る所に在り

に噴水器

軍樂隊は

を除くの

れ四面に

動場に入

るを覺ゑ

々五々長

目を駭ゐ

當地にて

夜城の觀

火番石油

農產製品

數かざる

立ちたる

本島地の

啡、カコ

鑛鉛の金

●東京輿論新誌　第三百一號　七月廿七日發兌
（社説）谷大臣ノ意見ハ何故ニ排斥セラレシ歟（論説）華族ノ叙任法ヲ論ス、議會ハ改選年期外ニ渡ル事業ヲ爲シ得ルヤ否ヤ、外患ニ關スル刑法ノ改正ス可キヲ論ス（雜報）大蔵海軍谷ニ難フノ兒（雜報）文官試驗試補及見

●委托販賣實益廣告　同盟者募集　廣告
本社委托販賣實益廣告の同盟者は一株金一圓廣告料廿五字詰一日間二錢委托販賣の約ある者は一錢其他種々商人の便益法あり規則書は郵分二錢
東京神田岩本町　委托販賣實益廣告社

去ル廿四日亡父榮吉出棺ノ際遠路御會葬被下混雜ニ紛御尊名伺洩モ難計ニ付乍略儀以新聞紙上御厚禮申上候
赤坂四町五丁目　今村辰次郎親族中

當銀行第館出張所之義今般大藏大臣之允可ヲ得テ支店

○井上達也